

鹿児島工業高等専門学校地域共同テクノセンター規則

(趣旨)

第1条 鹿児島工業高等専門学校（以下「本校」という）の共同利用施設として、学内の共同研究及び民間等外部の機関（以下「民間機関等」という。）との相互協力による共同研究を推進し、本学の教育研究の進展等に寄与するとともに地域社会における技術開発及び技術教育等の振興に資するため、鹿児島工業高等専門学校地域共同テクノセンター（以下「センター」という。）を置く。

(業務)

第2条 センターにおいては、次に掲げる業務を行う。

- (1) 民間機関等との共同研究、受託研究及び技術相談等に関すること。
- (2) 民間機関等の技術者に対する高度技術教育及び研修に関すること。
- (3) 民間機関等に対する科学技術情報の提供に関すること。
- (4) 創造教育及び共同研究活動に対する技術開発支援の基本計画策定及び実施に関すること。
- (5) 小中学校及び高等学校におけるSTEAM教育の支援に関すること。
- (6) 研究の促進に関すること。
- (7) その他センターに関すること。

(組織)

第3条 センターに次に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
 - (2) 副センター長
- 2 センターに次に掲げる職員を置くことができる。
- (1) コーディネーター
 - (2) その他校長が必要と認める職員

(センター長)

第4条 センター長は校長が任命し、その任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、センター長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

第5条 副センター長は、本校専任教員の中からセンター長が推薦し、校長が任命する。

2 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、副センター長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 副センター長は、センター長の業務を補佐し、センター長に事故あるときは、センター長の業務を代行する。

(コーディネーター)

第6条 コーディネーターは、嘱託教授をもって充てる。

- 2 コーディネーターの任期は1年とし、再任を妨げない。
- 3 コーディネーターは、センターの地域連携に係る業務を担当する。

(STEAM教育支援室)

第7条 センターにSTEAM教育支援室を置く。

2 前項のSTEAM教育支援室に関し必要な事項は、別に定める。

(運営委員会)

第8条 センターの円滑な運営を図るため、鹿児島工業高等専門学校地域共同テクノセンター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の組織及び運営等については、別に定める。

(事務)

第9条 センターの事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、センターに関する必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

2 この規則の施行後、最初に任命されるセンター長の任期は、第5条の規定にかかわらず、平成13年3月31日までとする。

3 鹿児島工業高等専門学校創造教育研究センター規則（平成9年3月1日制定）は廃止する。

附 則

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

2 この規則の施行後、最初に任命される副センター長の任期は、第6条の規定にかかわらず、平成15年3月31日までとする。

附 則

この規則は、平成16年4月16日から施行し、改正後の鹿児島工業高等専門学校地域共同テクノセンター規則の規定は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月10日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月11日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和4年7月1日から施行する。